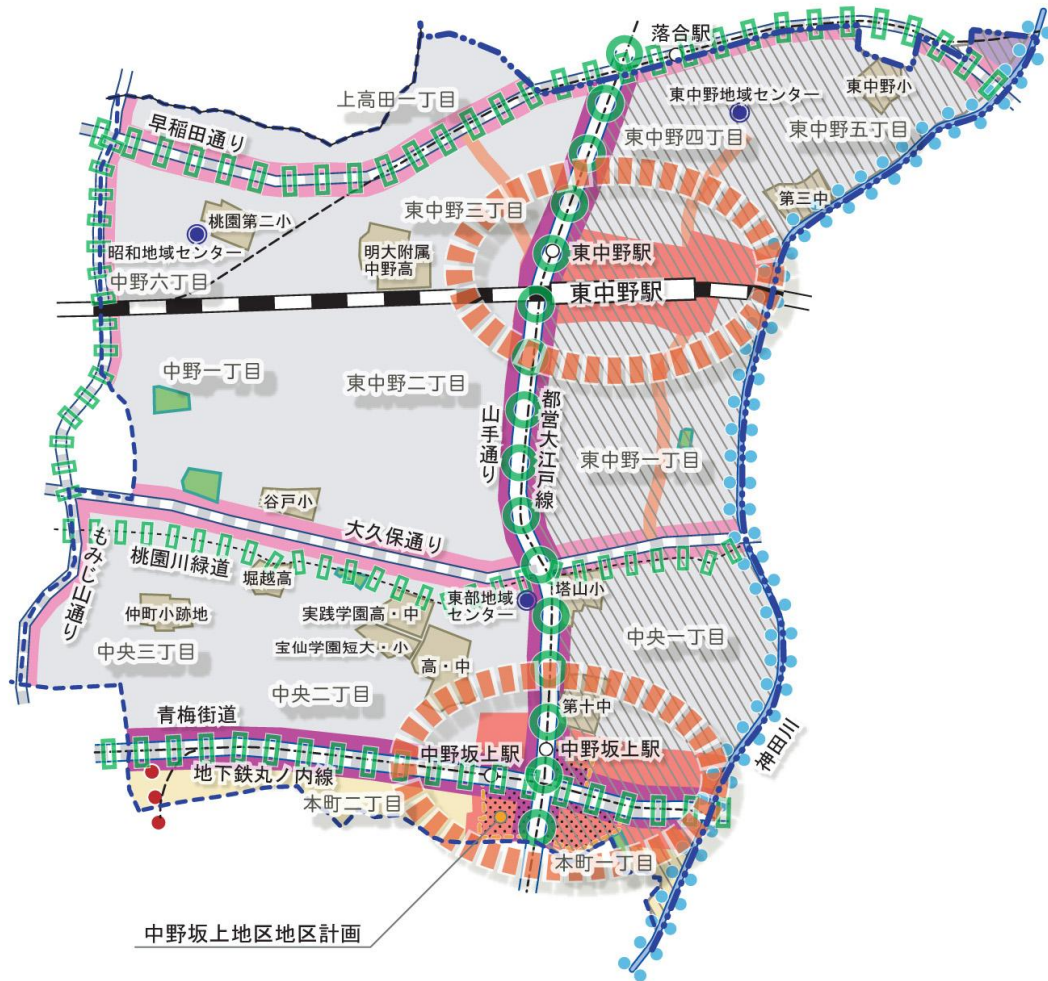


## 2-3. C地域まちづくり方針

### ▼ C地域まちづくり方針図



中野坂上地区地区計画

#### 凡例

<p><b>1. 住宅系市街地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低層住宅地区</li> <li>中層住宅基盤改善地区</li> <li>中層住宅地区</li> <li>特定住宅団地地区</li> </ul>	<p><b>6. 都市施設等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路(未整備)</li> <li>都市計画公園</li> <li>都市計画公園(予定)</li> <li>都市計画道路附属広場</li> <li>ふれあい道路</li> </ul>	<p><b>8. 地区計画区域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画区域</li> </ul>
<p><b>2. 商業・業務系市街地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域商業地区</li> <li>商業・業務地区</li> </ul>	<p><b>7. 活力とうるおいのネットワーク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域中心拠点</li> <li>交流拠点</li> <li>生活拠点</li> <li>みどりの拠点</li> <li>みどりの環境軸</li> <li>みどりの補助軸</li> <li>水とみどりの親水軸</li> <li>文教創造地区</li> </ul>	<p><b>9. その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センター・コア再生ゾーン</li> <li>広域避難場所</li> <li>学校施設等&lt;避難所&gt;</li> <li>生産緑地</li> <li>区役所・地域センター</li> <li>公的施設</li> <li>河川</li> <li>鉄道・駅(JR)</li> <li>鉄道・駅(私鉄)</li> <li>鉄道・駅(地下鉄)</li> <li>地域区分線</li> <li>区境線</li> </ul>
<p><b>3. 工業系市街地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住工共存地区</li> </ul>		
<p><b>4. 幹線道路沿道系市街地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要幹線道路沿道地区</li> <li>補助幹線道路沿道地区</li> </ul>		
<p><b>5. 大規模敷地地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災とみどりのオープンスペース</li> </ul>		



東中野駅前や中野坂上駅周辺を地域の玄関口にふさわしい顔とし、東中野駅前や周辺の商店街の活性化を図り、魅力を育むとともに、人々が集い、交流できる賑わいのあるまち、便利で活気のあるまちをつくります。

社寺などの豊かなみどりや個性あるたたずまい、桜並木などと、成熟した住宅地を受け継ぎ、人にやさしい快適な住環境を築くとともに、便利で楽しい暮らしを実感できるまち、人々が助け合い、ともに安全に暮らせるまちをつくります。

また、神田川四季の道や山手通り沿道などのみどりや花を育み、環境や景観を大切にしたまちをつくります。

## 1 安らぎとるおいのある便利で住みやすい住宅地

### (1) 山手通り内側の住宅地の利用増進

- 東京都の「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」において「センター・コア再生ゾーン」に位置づけられている東中野一・四・五丁目地区や中央一丁目地区、本町一丁目地区は、都心に近接する土地条件を踏まえて、住宅地としての土地の高度利用をすすめ、中高層住宅と良好な低層住宅が秩序をもって共存する住宅地を形成します。
- ゆとりある敷地に低層住宅が立地する東中野一丁目地区については、地区の合意のもとに、良好な住環境を保全するとともに、生活道路の整備を図り、より良好な街区の形成を誘導します。



中央一丁目地区

### (2) 木造住宅密集地域の改善

- 中野一丁目、東中野二丁目地区などの狭小敷地や木造住宅が密集する地区は、狭い道路の拡幅整備、個別の建替えを通じ不燃化・耐震化を促進するとともに、共同建替えなどを誘導し、ゆとりある敷地空間やオープンスペースや円滑な消防活動のできる生活道路、安全な避難経路を確保することにより、災害に強いまちづくりをすすめます。



東中野五丁目地区

### (3) 学校施設の建替えにあわせたまちづくり

- 東中野三丁目地区では、学校施設の建替えにあわせて周辺的生活道路を整備し、安全な避難経路を確保することにより、災害に強いまちづくりをすすめます。

### (4) 住工の共存するまちづくり

- 都バスの小滝橋営業所がある地区は、住工共存地区として維持するとともに、接道部分や敷地内の緑化をすすめ、住環境と操業環境の調和を図ります。

## 2 沿道地区の整備

- 山手通り沿道は、優れた道路交通条件や、中野坂上駅周辺・東中野駅周辺の「交流拠点」、新宿副都心との近接性を活かして、それらと連携する商業・業務・流通施設などの立地や都市型住宅の供給を誘導し、土地の高度利用を推進するとともに、公開空地の確保など、みどり豊かな街並みを形成します。
- もみじ山通りの沿道周辺地区では、道路の拡幅整備にあわせて、みどり豊かな街並みの復活と、建物の共同化など土地の有効利用をすすめ、延焼遮断帯としての機能を高めます。

### 3 中野坂上駅・東中野駅周辺の魅力づくり

- 中野坂上駅周辺は、新宿副都心に隣接し、東京メトロ丸の内線と都営地下鉄大江戸線の結節点に位置する立地条件を活かして、業務・商業施設、対事業所サービス施設、交流施設、都市型住宅などの機能の集積を駅周辺街区にさらに誘導し、新宿副都心と連携する「交流拠点」として育成します。
- 東中野駅は、山手通りの拡幅整備と整合を図りながら、駅周辺まちづくり、交通結節点機能の強化をすすめます。また、東口・西口の駅前広場や、西口駅前広場と駅とをつなぐ線路上部の人工地盤、駅周辺道路などの整備をすすめ、歩行者の利便性や回遊性の向上を図るとともに、高齢者や障がい者などが不自由なく駅を利用できるよう、鉄道事業者に駅舎の改善を要請します。
- 東中野駅周辺は、交通結節点としての機能向上を図るとともに、その立地条件を活かし、「交流拠点」として育成します。

このため、地区の状況に応じた多様な手法を活用し、周辺住環境と調和を図りつつ、土地の高度利用をすすめ、商業・業務施設や区民が交流を深められる施設などの立地、都市型住宅の供給を誘導します。

### 4 小中学校跡地の有効利用

- 仲町小学校跡地は、既存建物を活かして、(仮称)すこやか福祉センター、地域スポーツクラブ、精神障害者社会復帰センターなどとして活用します。
- 東中野小学校跡地については、小規模多機能型施設などへの活用を検討します。
- 学校の再編に伴う跡地については、立地特性を活かした土地の有効利用や、周辺環境との調和を考慮して、適切な土地利用の実現を図ります。

### 5 みどり豊かなまちづくり

#### (1) 神田川四季の道・桃園川緑道などのみどりのネットワークの充実

- 神田川の「水とみどりの親水軸」は、生物の生息環境をつくり出すなど、身近で親しみのある川の姿にしていくよう努めるとともに、河川管理用通路を散策路として緑化し、河川沿いの敷地のみどりを増やし、さらに、神田川四季の道の上流部への延伸をすすめます。
- 東中野駅から文園児童館までの桜並木は、適正な管理のもと、保全・育成に努め、安全で、親しみある地域のシンボルロードとしていきます。



中野坂上交差点



東中野駅西口前



裁判所通り



神田川四季の道



東中野駅西側の桜並木